改正民法611条(賃借物の一部滅失等による賃料の減額等)

賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をす ることができなくなった場合において、それが賃借人の責 めに帰することができない事由によるものであるときは、 賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部 分の割合に応じて、減額される。

られる。暮らしやすい住 定している。管理会社や 減額ガイドライン」を策 備等の不具合による賃料 千代田区)が「貸室・設 貸住宅管理協会(東京都 は、公益財団法人日本賃 宅を提供し入居者満足度 数や賃料の減額について 対応を行うまでの免責日 を高めるためにも、設備 を目安にした対応が求め オーナーはガイドライン るために重要となる。 トラブル発生から復旧

の補償を受けられたり、 賃を減額請求される恐れ 起きた際に修理交換費用 住宅内の設備トラブルが メリットがある。壊れた 素早く対応できるという 設備を放置していると家 設備保証サービスは、

ことは安定した収益を得

まで多岐にわたる。

レップス (同) では、

可能だ。

8月に提携を開始した

に応じて単体での提供も

ての位置付けだが、要望 加価値向上サービスとし

は、約数百戸から数万戸

している管理会社の規模

スの導入企業に対する付 本的には設備保証サービ がなく、最長20年間の保

併せて提供している。基

の三つの周辺サービスも

築年数や回数に制限

住宅設備保証サービス | ビス」「シェアサイクル

証が大きな強みだ。採用

があり、迅速に対応する

を予防し設備トラブルなどに対応する設備保証サ う家賃減額の規定が定められた。管理会社やオー 気を配る必要がある。今回の特集では、家賃減額 ナーは部屋内の住宅設備に対してこれまで以上に 2020年4月の民法改正で設備故障などに伴 ビスを提供する4社を紹介する。

広まっていくだろう。 保証サービスのニーズは

O i (テプコ・アイ) の子会社であるTEPC 都千代田区)が提供する フロンティアズ(東京 (東京都中央区) かけつけサービス」「近 証に加え「あんしん緊急 ンティアズは住宅設備保 ができる点にある。 隣トラブル解決支援サー

東京電力エナジーパー

TEPCO i-70



TEPCO i ーフロンティアズ (東京都千代田区) 小磯泰樹副社長(39)

最長20年間の保証 アレップスにサービス提供

-Ш С О О ロンティアズ

範囲となる。

る修理・交換役務が保証

とオーナーのニーズに合 Oiーフロンティアズ わせて柔軟にプラン設計 景には、保証期間の長さ のサービスを導入した背 アレップスがTEPC

は最長20年間で、10万円 のプランでも、保証期間 ランも用意している。ど 七つの設備を網羅したプ アコンやドアホンを含む から選ぶことができ、エ は月額制の三つのプラン 人の管理する賃貸オーナ (税込み)までに相当す タウン住宅設備保証」 向けに提供。オーナー いう名称で、アレップ

ステムも採用しており、 月には、より柔軟にスピ 化を目的に外部企業のシ 行った。保証業務の効率 今後も協業を含めた提携 開できるよう組織変更を ていく」と語る。 やサービス提案を加速 ード感をもって事業を展 小磯泰樹副社長は「10

貸室・設備等の不具合による 賃料減額ガイドライン

The second secon		
状況	賃料 減額割合	免責日数
トイレが使えない	20%	1日
風呂が使えない	10%	3 日
エアコンが 作動しない	5000円 (1カ月あたり)	3 日
テレビなど 通信設備が使えない	10%	3日
雨漏りによる 利用制限	5~50%	7日

出所:公益財団法人日本賃貸住宅管理協会「貸室・設備等の不具合による賃料減額ガイドライン」から抜粋

全国賃貸住宅新聞 2021年11月15日号 No1485号 週刊